



平成26年5月26日

各 位

会社名 株式会社 コーセー  
代表者名 代表取締役社長 小林 一 俊  
(コード番号 4922 東証第1部)  
問合せ先 IR室長 中田 仁 典  
(TEL 03-3273-1511)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月27日開催予定の第72回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに社外取締役及び社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として、定款第28条（取締役の責任免除）及び定款第36条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第28条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(取締役の責任免除)</u> 第28条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)</u> の損害賠償責任を、 <u>法令の限度において免除することができる。</u>
第28条～第34条 (条文省略)	② 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第29条～第35条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第37条～第40条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日  
定款変更の効力発生日

平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)  
平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)

以 上